

第6章 都市機能誘導区域の設定

6-1 都市機能誘導区域の設定の考え方

都市機能誘導区域の規模は、都市計画運用指針では、「一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定めることが考えられる。」と記載されています。

本市では基幹的施設が立地し、市民全体の生活の拠点となる中心拠点と、地域の生活の中心となる地域拠点との特性の違いを踏まえ、以下のとおり都市機能誘導区域を設定します。

■都市機能誘導区域の設定方法

●中心拠点

- ・全ての市民が新瀬戸駅・瀬戸市駅や尾張瀬戸駅の基幹的な施設等を利用する際の利便性を踏まえ、各駅からの徒歩圏（800mの範囲）を基本とし、中心拠点として一体的な都市づくりを見据えて、各駅をつなぐ区域に設定します。

●地域拠点

- ・将来都市構造との整合を図るとともにコンパクトな拠点形成に向けて、駅を含む徒歩圏（直径800mの範囲）を基本とし、新たなまちづくりも見据え、駅周辺の人口集積エリアから駅への移動経路、都市機能施設等の立地を踏まえて設定します。

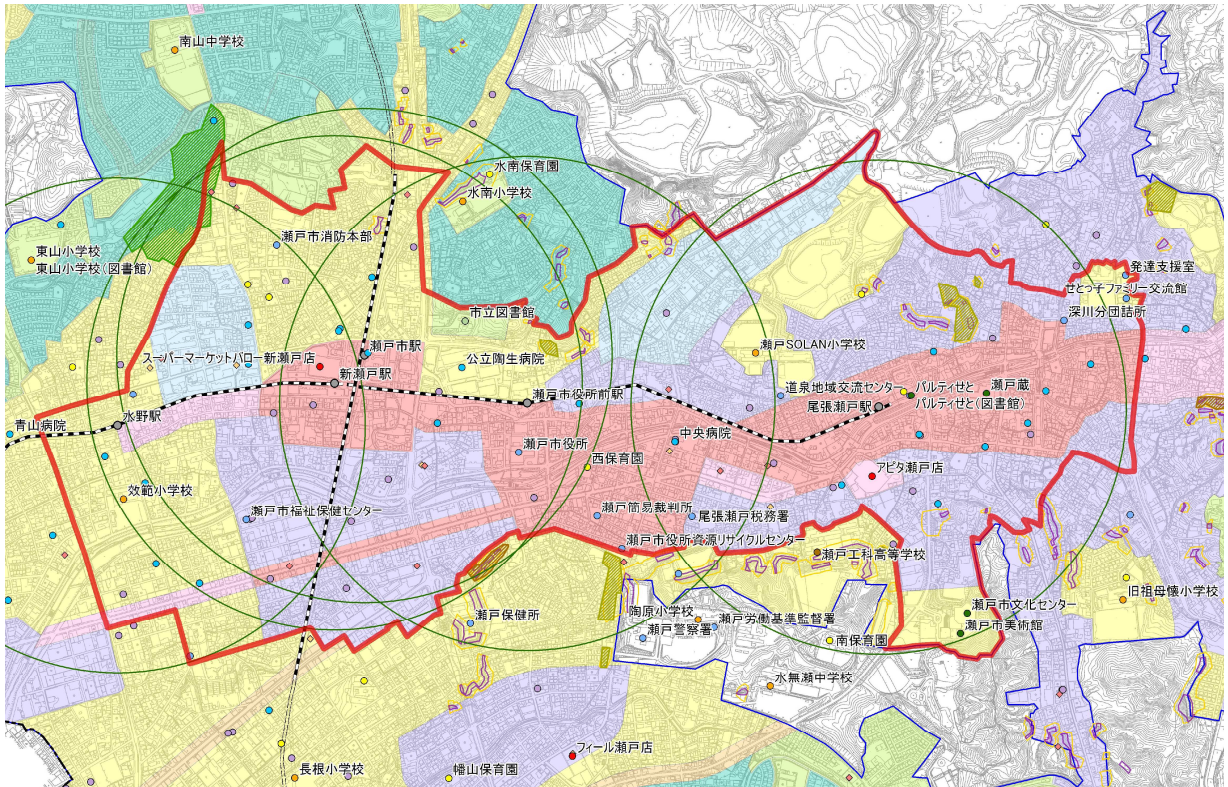
6-2 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域の設定方法に基づき、以下の範囲に都市機能誘導区域を設定します。

■都市機能誘導区域の市街化区域に占める面積

区域		面積	
都市機能誘導区域	中心拠点	365ha	
	地域拠点	瀬戸口駅周辺	134ha
		中水野駅周辺	48ha
	合計【A】	547ha	
市街化区域【B】		2,633ha	
都市機能誘導区域の割合【C=A/B】		21%	

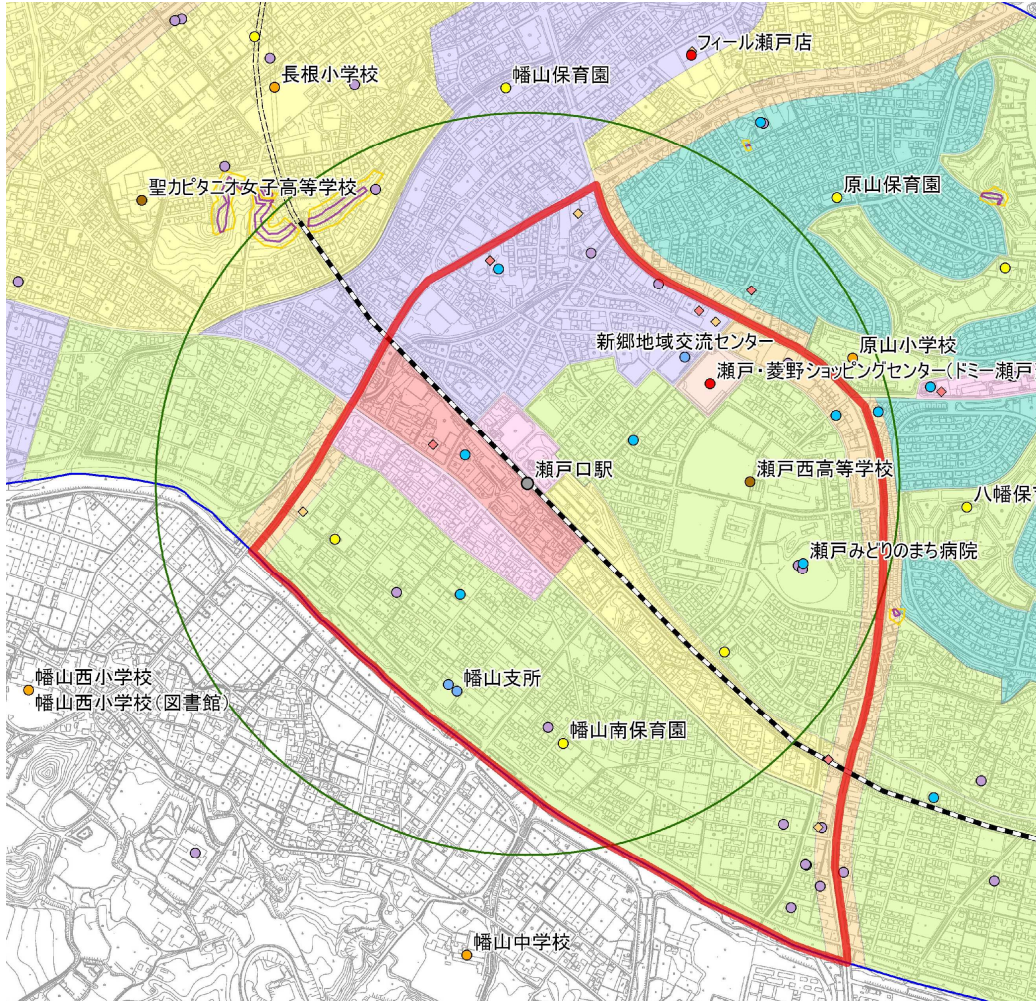
■中心拠点 (365ha)



行政区域	駅	駅800m圏
都市機能誘導区域	トンネル	地すべり防止区域(工事完了)
市街化区域	鉄道	急傾斜地崩壊危険区域(工事完了)
用途地域	医療施設	急傾斜地崩壊危険区域(工事未完了)
第一種低層住居専用地域	福祉施設	土砂災害特別警戒区域
第二種低層住居専用地域	保育施設	土砂災害警戒区域
第一種中高層住居専用地域	小中学校	
第一種住居地域	高校	
第二種住居地域	商業施設(3,000㎡超)	
準住居地域	ドラッグストア	
近隣商業地域	コンビニ	
商業地域	文化交流施設	
準工業地域	図書館	
工業地域	行政サービス	
工業専用地域		

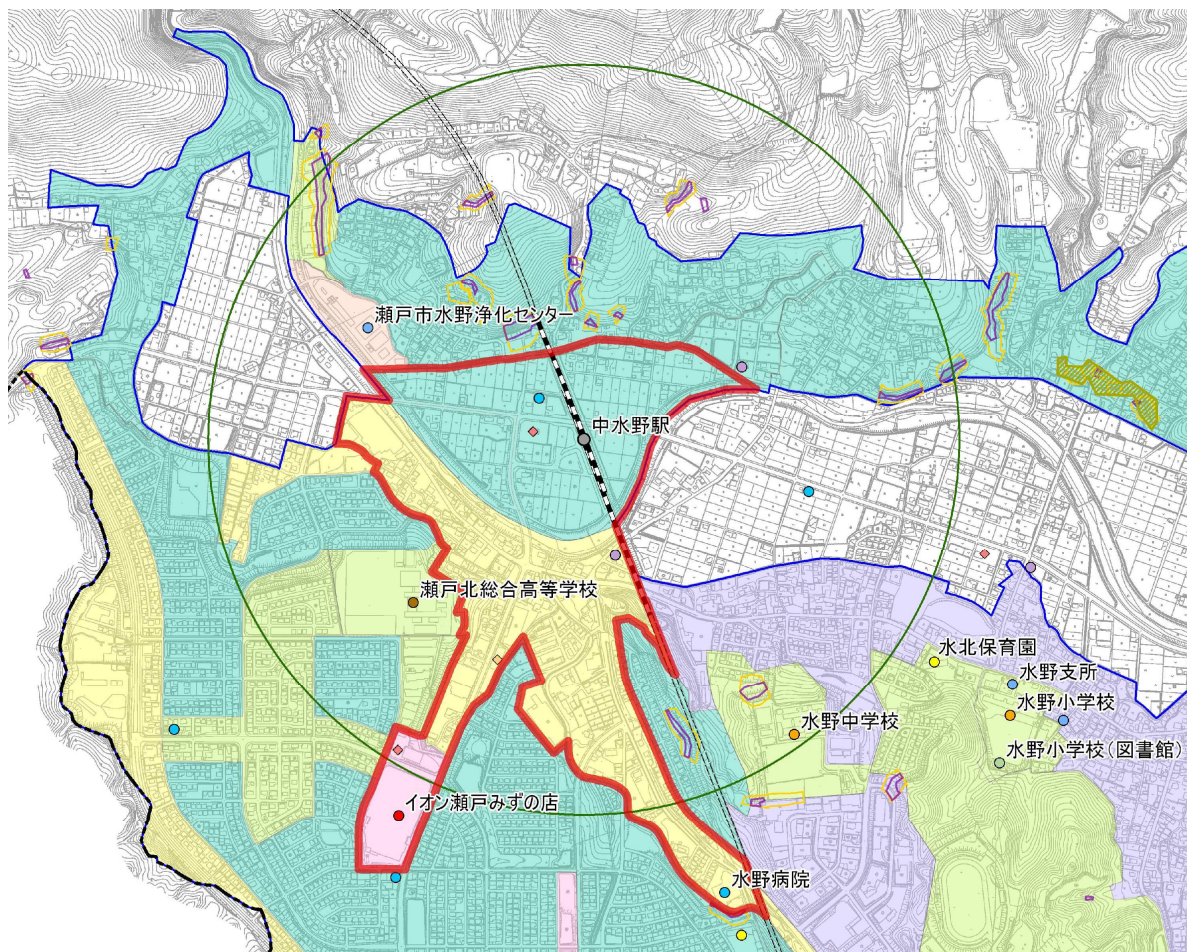
※第7章で後述する居住誘導区域等の設定に基づき、上図に示した都市機能誘導区域内にある「地すべり防止区域」「急傾斜地崩壊危険区域」「土砂災害特別警戒区域」は、都市機能誘導区域から除外されます。これらの災害関連区域は、指定状況が適宜更新されるため、更新された場合、都市機能誘導区域から除外する範囲は変更となります。

■地域拠点：瀬戸口駅周辺（134ha）



行政区域	駅	駅800m圏
都市機能誘導区域	トンネル	地すべり防止区域(工事完了)
市街化区域	鉄道	急傾斜地崩壊危険区域(工事完了)
用途地域		
第一種低層住居専用地域	医療施設	急傾斜地崩壊危険区域(工事未完了)
第二種低層住居専用地域	福祉施設	土砂災害特別警戒区域
第一種中高層住居専用地域	保育施設	土砂災害警戒区域
第一種住居地域	小中学校	
第二種住居地域	高校	
準住居地域	商業施設(3,000㎡超)	
近隣商業地域	ドラッグストア	
商業地域	コンビニ	
準工業地域	文化交流施設	
工業地域	図書館	
工業専用地域	行政サービス	

■地域拠点：中水野駅周辺（48ha）



行政区域	駅	駅800m圏
都市機能誘導区域	トンネル	地すべり防止区域(工事完了)
市街化区域	鉄道	急傾斜地崩壊危険区域(工事完了)
用途地域	医療施設	急傾斜地崩壊危険区域(工事未完了)
第一種低層住居専用地域	福祉施設	土砂災害特別警戒区域
第二種低層住居専用地域	保育施設	土砂災害警戒区域
第一種中高層住居専用地域	小中学校	
第一種住居地域	高校	
第二種住居地域	商業施設(3,000㎡超)	
準住居地域	ドラッグストア	
近隣商業地域	コンビニ	
商業地域	文化交流施設	
準工業地域	図書館	
工業地域	行政サービス	
工業専用地域		

6-3 誘導施設の設定

(1) 誘導施設の考え方

誘導施設は、都市機能誘導区域に立地を誘導すべき都市機能増進施設であり、市民等の生活利便性を確保するため都市の機能を増進させる施設です。

都市計画運用指針では、誘導施設として考えられる施設として、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るという観点から、以下のとおり示されています。

なお、誘導施設は、施設の立地状況等を勘案し、新たに誘導する施設だけでなく、都市機能誘導区域内で今後も維持する既存の施設についても定めます。

■ 誘導施設として考えられる施設（都市計画運用指針より）

誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るという観点から、

- ・ 病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センター、その他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・ 子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- ・ 集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
- ・ 行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設

などを定めることが考えられる。

(2) 誘導施設の候補となる施設(都市機能増進施設)

瀬戸市では誘導施設の候補となる施設(都市機能増進施設)は、既存施設の立地状況から、以下の施設が考えられます。

■本市での誘導施設の候補となる施設(都市機能増進施設)

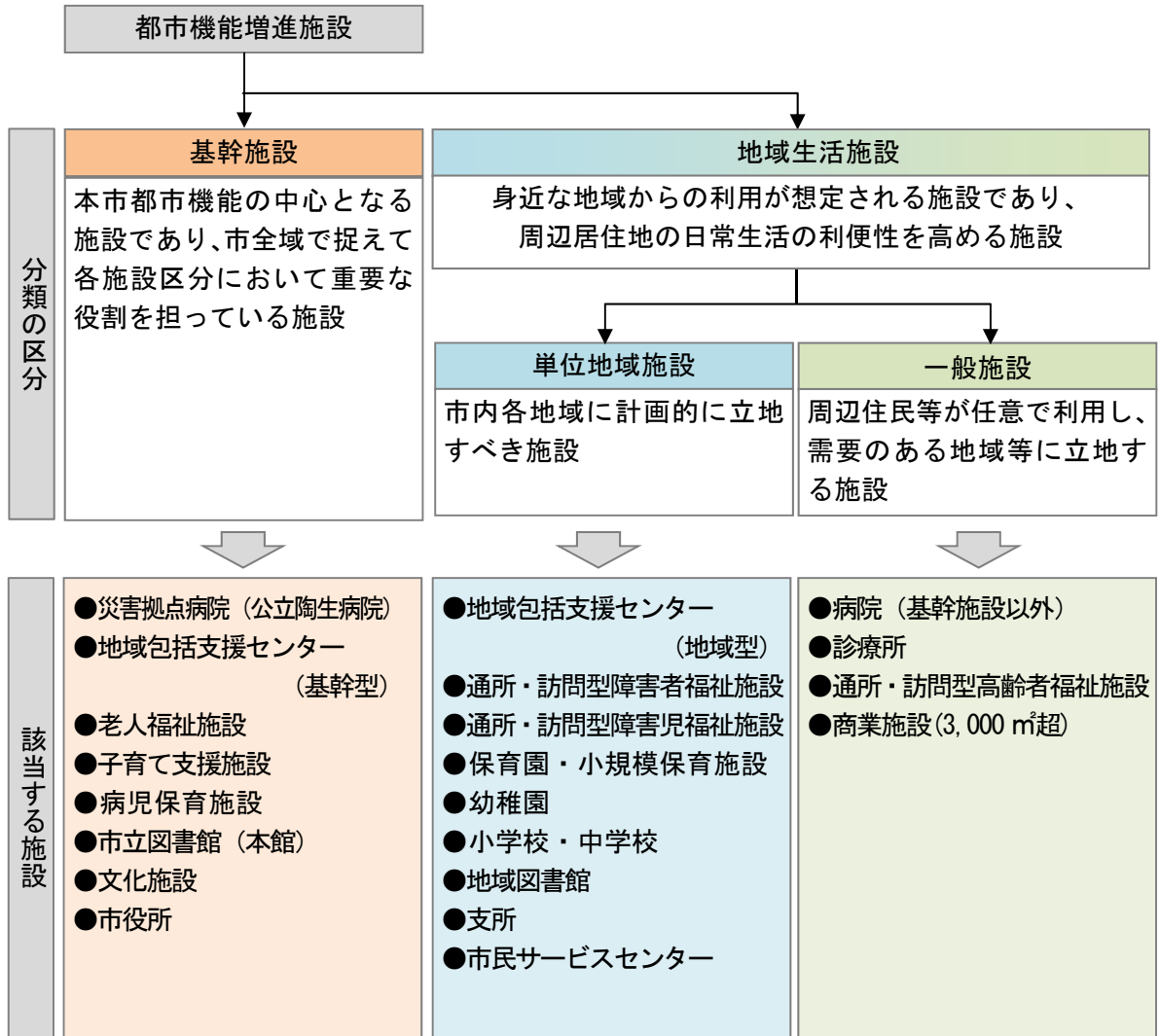
区分	都市機能増進施設	施設数	備考
高齢者をはじめ市民の暮らしの安心を支える施設	災害拠点病院	1	公立陶生病院
	病院(上記以外)	6	
	診療所	53	
	地域包括支援センター	基幹型:1 地域型:7	基幹型:市役所内 地域型:市内7地域に各1施設配置
	老人福祉施設	2	老人福祉センター(やすらぎ会館内)、 高齢者生きがい活動施設
	通所・訪問型高齢者福祉施設	123	通所介護、通所リハビリ、訪問入浴介護、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリ、通所介護(地域密着型)、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
	通所・訪問型障害者福祉施設	23	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援、共同生活援助、地域活動支援センター、日中一時支援
子育て世代のための施設	子育て支援施設	5	子育て総合支援センター(市役所内)、 子ども・若者センター(パルティセと内)、 せとっ子ファミリー交流館、 発達支援室・のぞみ学園
	病児保育施設	1	公立陶生病院敷地内薬局棟内
	保育園・小規模保育施設	28	
	幼稚園	7	
	小学校	17	
	中学校	8	
	通所・訪問型障害児福祉施設	28	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援
まちの賑わいを生み出す施設	図書館	市立図書館(本館):1 地域図書館:7	地域図書館:学校図書館を活用して、土・日・祝日に地域に開放する図書館
	文化施設	4	大規模な多目的ホール・展示スペースを有する施設(瀬戸市美術館、文化センター、瀬戸蔵、パルティセと市民交流センター)
	商業店舗(店舗面積3,000㎡超)	7	大規模小売店舗立地法の対象施設のうち規模が大きい店舗
行政施設	市役所	1	
	支所	3	水野支所、幡山支所、品野支所
	市民サービスセンター	2	パルティセと内、菱野団地センター地区内

※上記施設数は都市計画基礎調査及び市HP等より集計

(3) 都市機能増進施設の機能分類

施設の規模や提供するサービス等により配置の考え方が異なるため、以下のような分類を想定し、誘導施設を検討します。

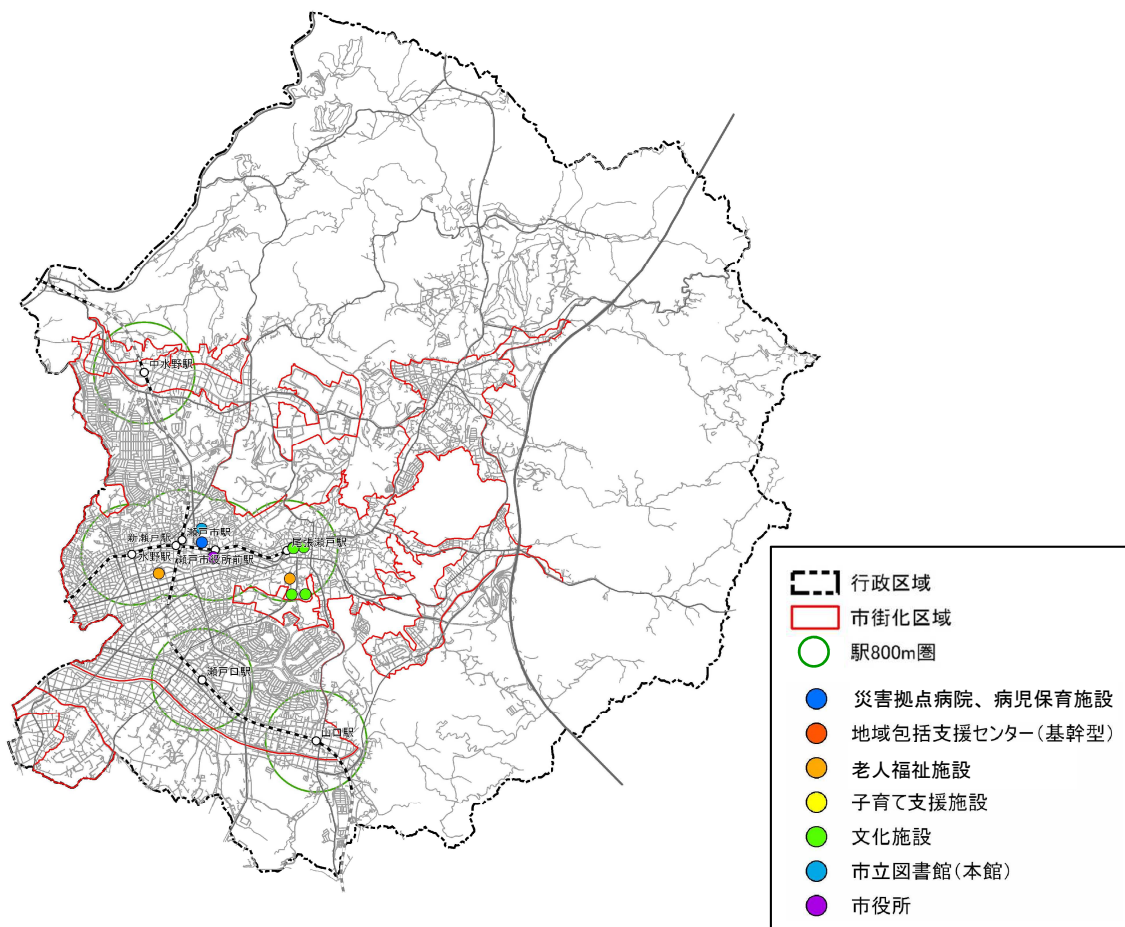
■都市機能増進施設の機能分類



参考：各拠点における都市機能増進施設の立地特性（R4 時点）

基幹施設の分布状況

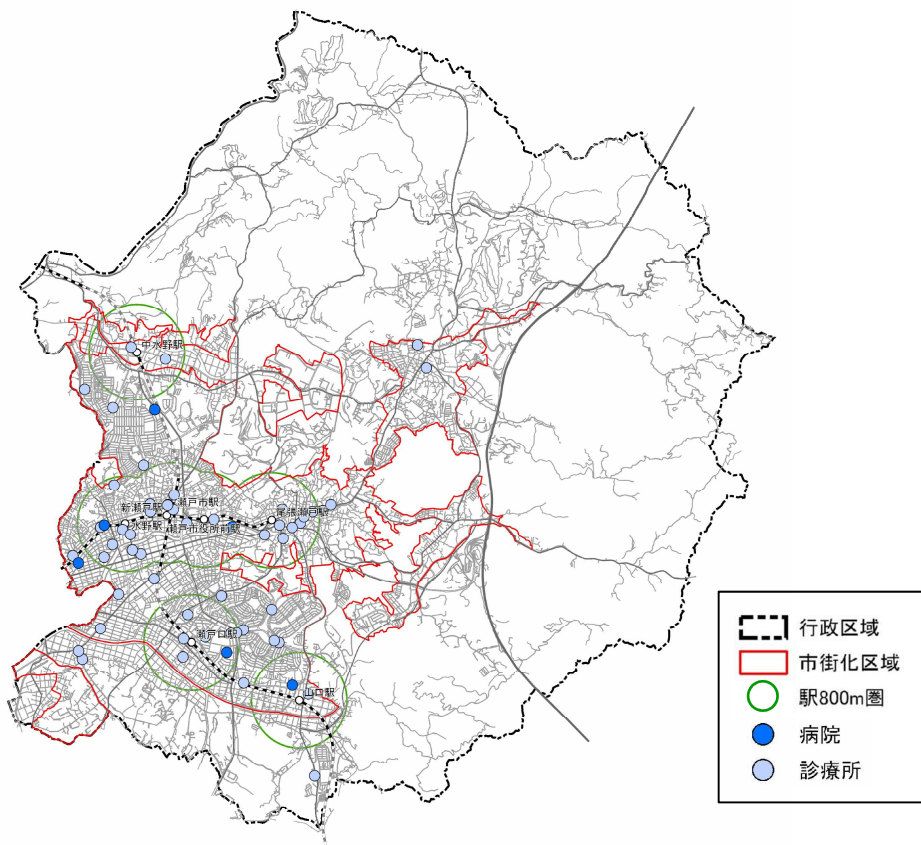
・基幹施設は、新瀬戸駅・瀬戸市駅から尾張瀬戸駅周辺に立地しています。



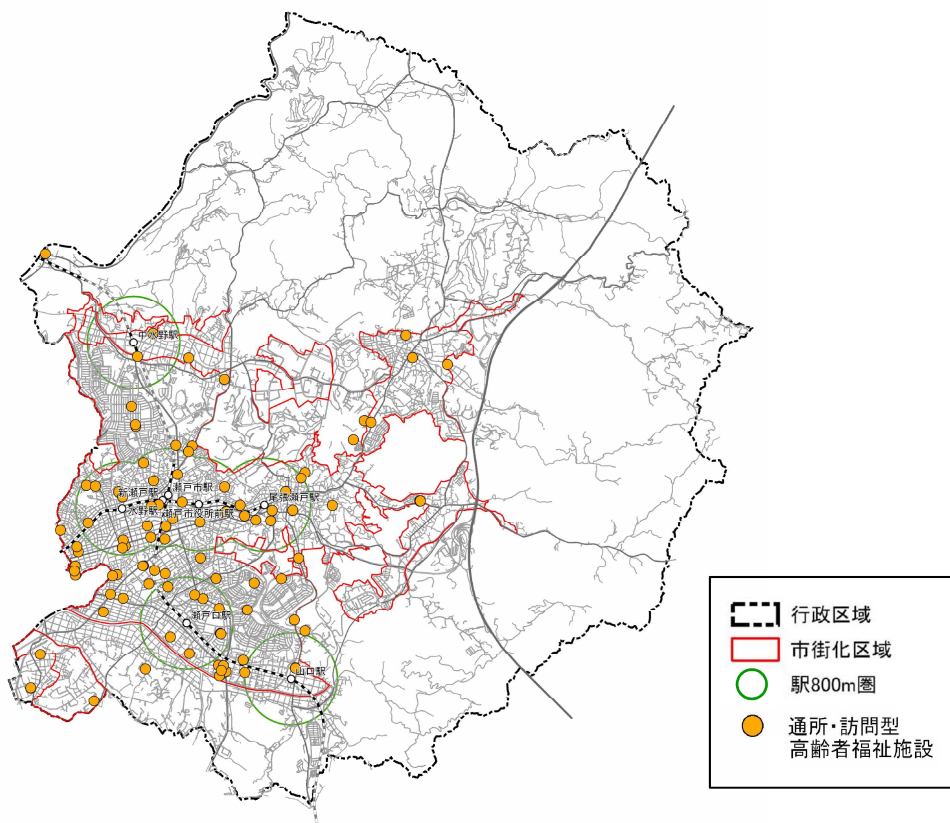
地域生活施設の分布状況

- ・病院・診療所は、駅周辺のほか、人口の多い住宅団地周辺や幹線道路周辺に分布しています。
- ・通所・訪問型の高齢者福祉施設、障害者福祉施設及び障害児福祉施設は、市街化区域内外に広く分布しています。
- ・保育園、小規模保育施設、幼稚園は、概ね市街化区域内に広く分布しています。
- ・商業施設は、都市機能誘導区域周辺のほか、幹線道路沿線に分布しています。
- ・上記以外の単位地域施設は、市街化区域内外に広く分布しています。

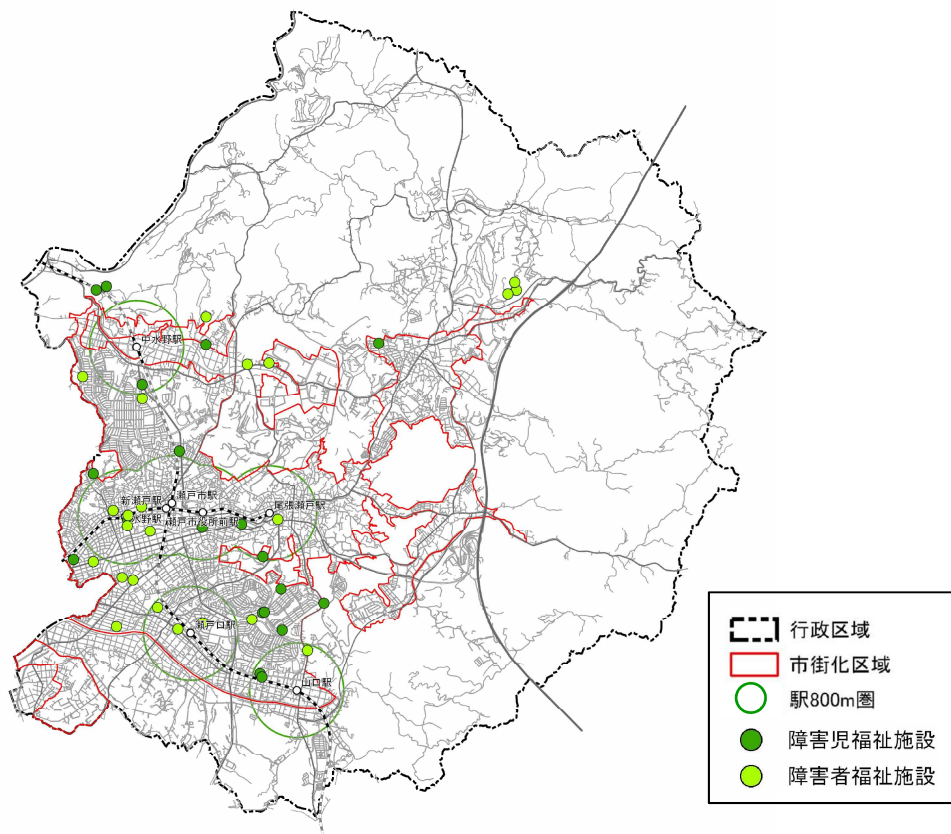
●病院・診療所（陶生病院以外）の分布状況



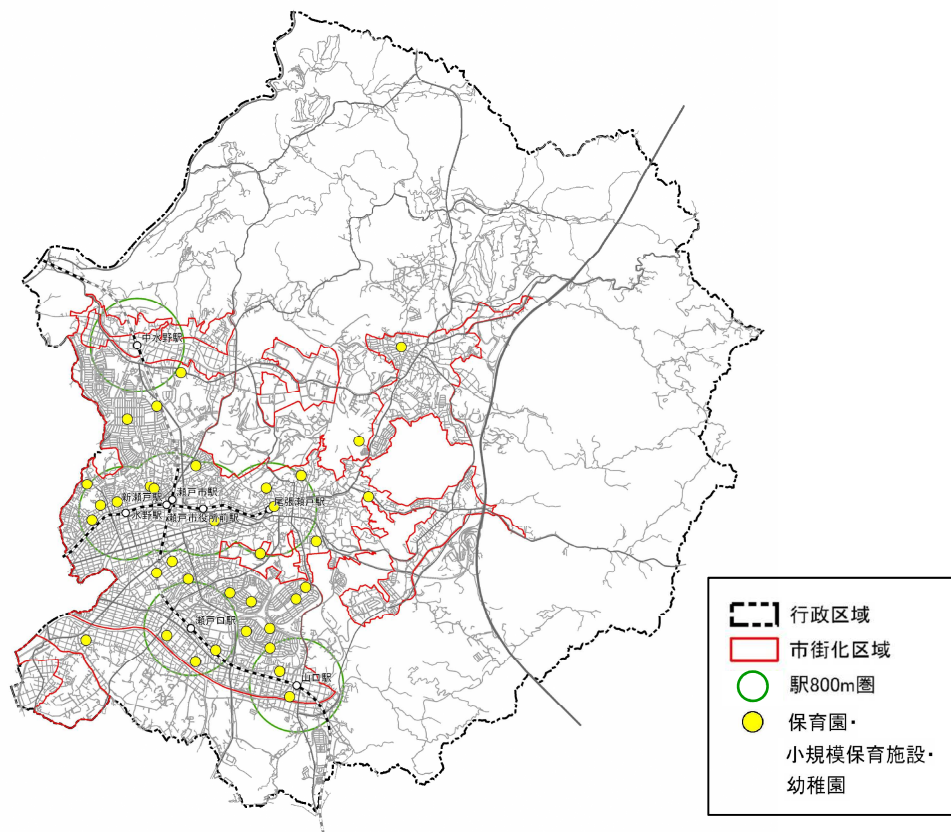
●通所・訪問型高齢者福祉施設の分布状況



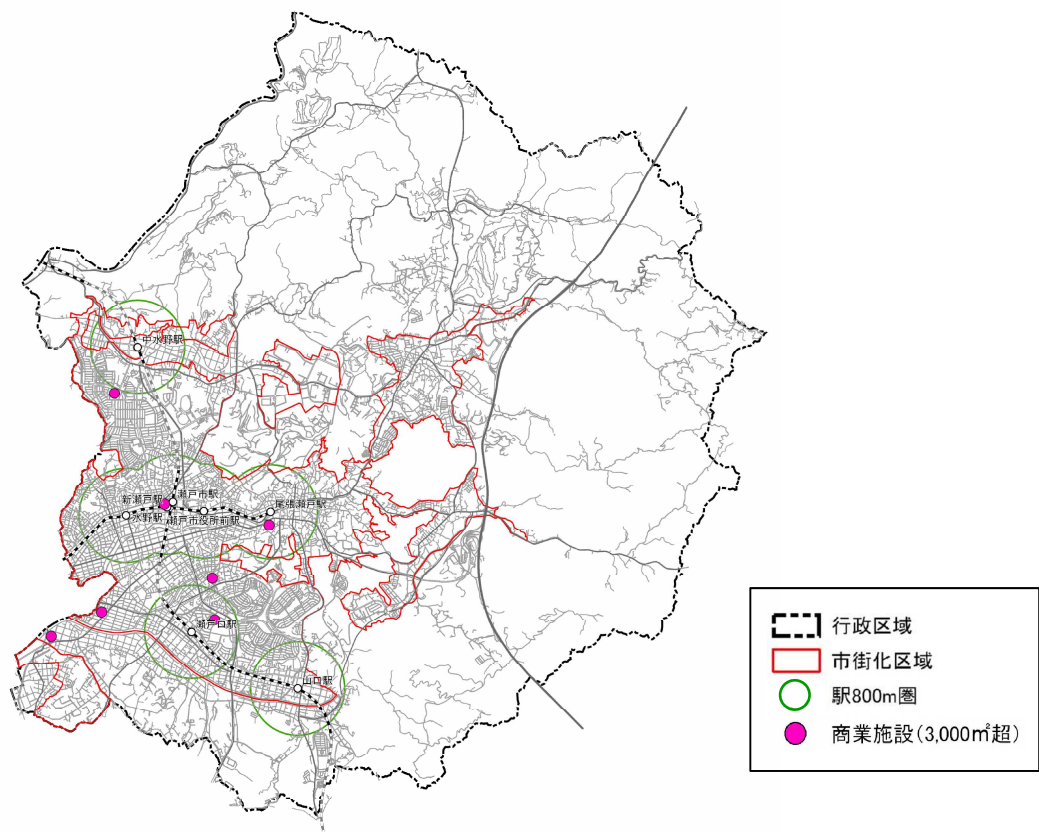
●通所・訪問型障害者福祉施設・障害児福祉施設の分布状況



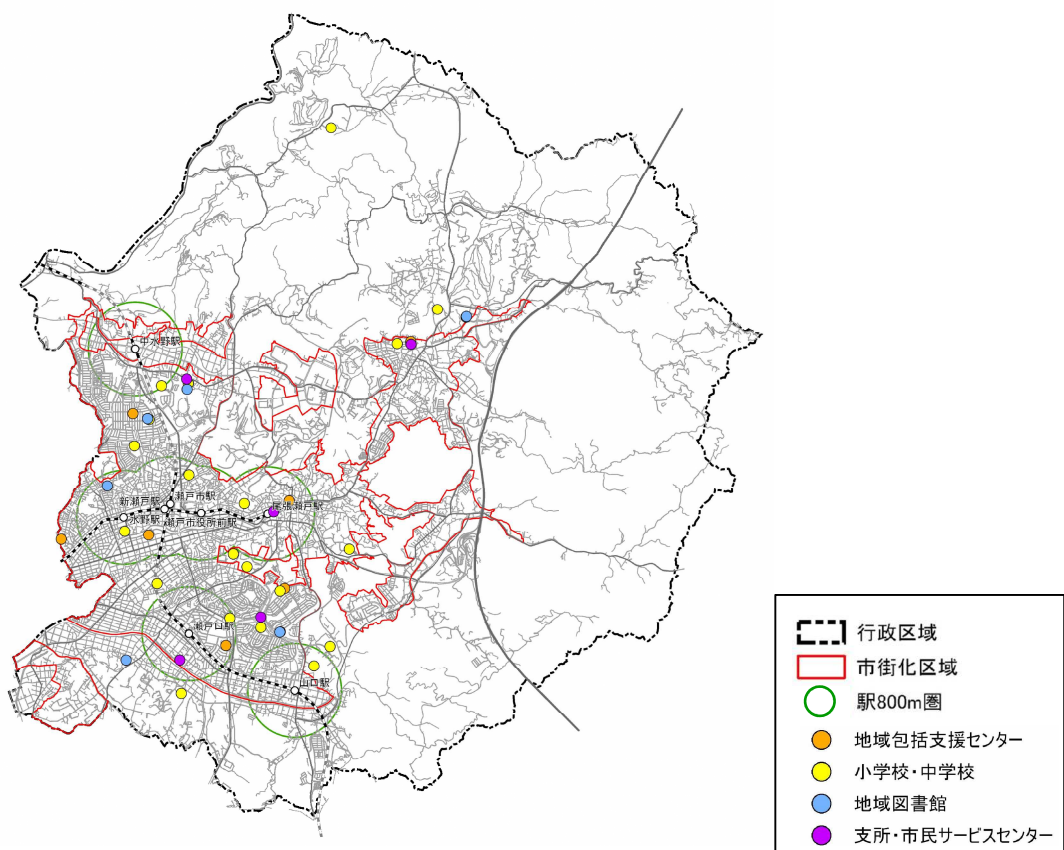
●保育園、小規模保育施設、幼稚園の分布状況



●商業施設(3,000㎡超)の分布状況



●上記以外の施設の分布状況



(4) 誘導施設の設定

① 基幹施設について

基幹施設は、市全域で捉えて各施設区分において重要な役割を担い、瀬戸市の都市機能の中心となる主要施設として中心拠点における誘導施設へ設定します。

② 地域生活施設について

地域生活施設は、市内各居住地において偏りのないきめ細かな生活サービスや教育が受けられるようにするための必要な施設として、各居住地での立地が必要な施設であるため、基本的には誘導施設に位置づけられないものとします。

一方で、周辺居住地の日常生活の利便性を高める一定規模以上の商業施設(3,000㎡超)については、子育て世代をはじめとした全ての世代の便利な日常生活を支える施設であり、鉄道を利用した中・広域的なアクセスを可能とし、拠点の賑わいを創出するため、誘導施設に設定します。

③ 誘導施設の設定

誘導施設の候補となる都市機能増進施設から、都市機能誘導区域ごとに以下の施設を誘導施設に設定します。

■ 誘導施設

区分	都市機能増進施設	基幹施設	中心拠点	地域拠点	
				瀬戸口駅周辺	中水野駅周辺
高齢者をはじめ市民の暮らしの安心を支える施設	災害拠点病院 (公立陶生病院)	□	●		
	地域包括支援センター (基幹型:市役所内)	□	●		
	老人福祉施設 (老人福祉センター、高齢者生きがい活動施設)	□	●		
子育て世代のための施設	子育て支援施設 (子育て総合支援センター、子ども・若者センター、せとっ子ファミリー交流館、発達支援室)	□	●		
	病児保育施設 (公立陶生病院敷地内薬局棟内)	□	●		
まちの賑わいを生み出す施設	市立図書館(本館)	□	●		
	文化施設 (瀬戸市美術館、文化センター、瀬戸蔵、パルティセと市民交流センター)	□	●		
	商業店舗 (店舗面積3,000㎡超)		●	●	●
行政施設	市役所	□	●		

●:維持・拡充